

間甲第十六號
明治二十四年七月八日
内閣總理大臣
内閣書記官長
内閣書記官
外務大臣
陸軍大臣
海軍大臣
農林大臣
鐵道大臣
内務大臣
司法大臣
商工大臣
指務大臣
文部大臣
遞信大臣
厚生大臣
大蔵大臣

1

問甲一六九



昭和十四年七月二十六日

内閣總理大臣男爵平沼謹一郎殿

内閣總理大臣男爵平沼謹一郎殿

北支製鐵用炭對日輸出確保ニ關スル件

昭和十四年度物資動員計畫ニ依リ北支ニ期待スルコーケス製造用配合
炭ニ關シ之ガ供給ヲ確保スル爲中央現地各機關協力シテ之ガ採掘輸送
ニ付綜合的實施計畫ヲ樹立スルノ要アリ
仍テ別紙ノ通案ヲ具シ閣議ヲ請フ

北支製鐵用炭對日輸出確保ニ關スル件

本邦ニ於ケルコークス製造用配合炭ノ昭和十四年度物資動員計畫對北支期待數量ヘ左記ノ通りニシテ之ガ供給ヲ確保セザレバ本邦製鐵計畫ニ支障ヲ來シ延イテヘ產業全般ニ重大ナル影響ヲ及ボスヲ以テ中央現地各機關相協力シテ之ガ採掘、輸送ニ付綜合的實施計畫ヲ樹立シ之ガ實現ヲ期スルモノトス

記

開 澤 炭	二、〇〇〇、〇〇〇
中 興 炭	四〇〇、〇〇〇
井 隅 炭	一〇〇、〇〇〇
博山、淄川炭	二〇〇、〇〇〇
計	二七〇〇、〇〇〇
他ニ大同炭（燃料炭）	三〇〇、〇〇〇

(附記)

前記數量へ現地ノ狀況ヨリ見テ比較的確實ナルモノニ付計上シタル
モノナルモ本邦製鐵業ノ現状ハ更ニ三十萬屯ノ供給ヲ要スル狀況ニ
在リ又滿洲ニ於テモ製鐵用炭不足ニシテ北支炭ニ期待スルトコロ大
ナルヲ以テ北支ニ於テハ可及的出炭ノ増加ヲ圖リ之ヲ右ノ需要ニ充
ツルモノトス

孫少川印

閻甲第六四號

案 昭和十四年一月三日決定
裁可 昭和十四年一月三日

昭和十四年八月五日

內閣總理大臣

內閣書記官長

104

2

10

外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

卷之三

厚生大臣

內務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

卷之三

司法大臣

商工大臣

卷之三

別紙内閣總理大臣並大藏大臣請議
對米特別輸入三關又件